

試験中の不正行為に対する処分について

(一社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部

2015年秋期一次試験において、許可されていない資料（「きずの像の分類用ゲージ」及び「きずの像の分類方法抜粋」）を机上に出していたという不正行為がありました。

許可されていない資料は、一次試験問題の解答に際し直接関係するものであり、試験制度の公平性を損なう行為となります。

本件については、明らかとなった事実に基づき2015年11月13日の認証運営委員会でこの不正行為を行った者に対する審決が確定しました。

2015年11月17日付の審決通知書（本文）を次に示します。

1. 審決主文

- (1) 2015年秋期試験を無効とする。
- (2) 受験資格を審決日から1年間停止する。
- (3) 違反事実及び内容を匿名にて公表する。
- (4) 再度の違反があれば、当協会が認証した非破壊試験技術者としての全ての資格を取消す。

2. 審決理由

2015年9月19日に実施された放射線透過試験（RT）レベル2一次試験中に「きずの像の分類用ゲージ」及び「きずの像の分類方法抜粋」を机上に出していた行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。